

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年10月12日開催 金融先物取引業協会]

1. 金融行政方針の公表について

- 2023年8月29日（火）、令和5事務年度の金融行政方針を公表した。これは、事務年度ごとに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするものであり、本事務年度においては、4本柱で構成している。
- 基本的にこれまでの金融庁の行政の考え方や課題意識を踏まえたものとなっていると考えている。
- 金融庁としては、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことが重要であり、この金融行政方針は、その点で良い材料になると考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、行政方針の内容で不明な点、懸念点、提言したい点があれば、気軽に問い合わせ等をしていただきたい。

2. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 8月末に2023事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、今事務年度の業態横断的なモニタリング方針（例えば、信用・市場・流動性リスク管理、顧客本位の業務運営、マネロン対策等、サイバーセキュリティ対策、経済安保、システムリスク管理等のモニタリング方針）や業種別モニタリング方針について記載している。是非、ご確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、ご協力をお願いしたい。

3. マネロン対策等に係る広報について

- 当庁は、本年7月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性を訴求した国民向けインターネット広告の配信（ユーチューブ広告やバナー

広告)を開始した。配信期間は来年3月中旬までを予定している。

- 各金融機関におかれては、例えば、当庁ウェブサイトに掲載されている URL の QR コードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。
- 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をいただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

4. マネロンレポートの公表及び半期フォローアップアンケートについて

- 2022 事務年度版の「マネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」(通称、マネロンレポート)を6月30日に公表した(これまで2018年、2019年、2022年に公表しており、今年で4回目)。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関等の共通課題や、取組みの好事例、FATFにおける議論の状況等について記載している。
- 各社におかれては、本レポートも参考に、自らのマネロン等リスク管理態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。
- 24年3月末の態勢整備期限まで残り半年となる中、マネロンガイドラインに記載の「対応が求められる事項」の全項目について適切に対応いただくよう改めてお願いする。
- 当庁としては、各社の9月末時点の進捗状況を確認すべく、先日、半期フォローアップアンケートを発出したところ。回答へのご協力をお願いしたい。

5. 金融行政方針(監督局関係)及びFX会社のモニタリングについて

- 8月29日に公表した今事務年度の金融行政方針における業態横断的なモニタリング方針(①経営基盤の強化と健全性の確保、②利用者目線に立った金融サービスの普及、③世界情勢等を踏まえた各種リスクへの対応)も踏まえ、FX会社に以下の取組みをお願いしたい。
- 主要各国とわが国の金融政策の相違による歴史的な円安の進行を受けて

外国為替取引が増加しており、外国為替市場のボラティリティが高まっている。

- ・ そうした中、ロスカット未収金の発生は少額にとどまっており、また、決済リスク管理態勢の強化のために導入されたストレステストの結果をみても、一部マイナスとなるFX会員が見られるものの、多くの会員においては、一定の財務健全性の確保に努めていただいていると考えている。
- ・ 会員におかれては、引き続き、市場動向に細心の注意を払い、適切なカバー取引を行うなど、決済リスク管理態勢の強化に取り組んでいただきたい。

○ また、本年6月には、証券取引等監視委員会から、行政処分を求める勧告が行われたことを受けて、貴協会員の登録取消し処分を行った。本件においては、虚偽の事業報告書の提出等や金融商品取引業を適確に遂行するための必要な人的構成・体制が整備されていない状況が認められ、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

○ FX取引に係る苦情の件数は増加している状況にはないものの、対面取引を行った顧客を中心に、取引の勧誘・説明に関する苦情が一定程度継続的に寄せられている。法令等を遵守した適切な業務態勢を行うことは当然のことだが、FX業界の持続的な成長には、適切なサービス提供を通じて投資家から信頼を得ることが不可欠であることから、FX会員各社におかれては、顧客の属性を踏まえた勧誘・説明や、苦情への真摯な対応など、利用者目線に立った顧客本位の業務運営に努めていただきたい。

○ 加えて、顧客に安定したサービスを提供するための基盤であるシステムリスク管理態勢やサイバーセキュリティの強化にしっかりと取り組んでいただきたい。

○ 今事務年度においても、FX会社の特性と課題を踏まえながら、各社の経営陣の取組状況も含めて深度ある対話を行っていきたい。

6. 無登録業者対応について

○ 近年の投資家からの相談等の中には、SNSで知り合った者から無登録の海外所在業者などを通じたFX取引を紹介されて損失をこうむったり、高額な手数料を請求されたり、出金できない、連絡が取れない等のトラブルとなる

ケースが多くあるなど、引き続き無登録業者への対応は重要な課題と認識している。

- 当庁では、無登録の海外所在業者による勧誘についての注意喚起をホームページで行うとともに、そのような無登録業者の存在を実際に把握した場合には、当該業者に対して警告書を発出し、当庁のウェブサイトにて公表することで注意喚起を行っているところ。
- そのような中、X（旧ツイッター）などのSNS上には、過去に警告書を発出した業者との取引を推奨するような投稿も少なからず存在していることから、当庁の新たな取組みとして、警告書発出済業者との取引を推奨する投稿に対する返信投稿を開始し、一般投資者に対し注意を促すこととしている。
- 貴協会におかれては、無登録業者からの悪質な投資勧誘による被害を防止するための啓発動画を作成いただき、FX会員各社におかれても、無登録業者との取引に係る注意喚起について期間を合わせて集中的に行うなどの取り組みを行っていただいていると認識しているが、引き続き投資者被害防止に向けご協力をお願いしたい。

（以 上）